

令和7年度

第1回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和7年4月4日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第1回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用利用集積等促進計画について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

<報告事項>

- 報告第1号 非農地判断について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて
- 報告第4号 利用権の中途解約に関する通知について

<出席委員>（8名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明 | 2番委員：中村 康之 |
| 4番委員：森 久雄 | 5番委員：井口 峰幸 |
| 6番委員：渡辺 忠洋 | 8番委員：小高 一哲 |
| 9番委員：矢代 とみ江 | 10番委員：斎藤 一生 |

<欠席委員>（2名）

- | | |
|-------------|------------|
| 3番委員：渡邊 さなえ | 7番委員：江澤 正久 |
|-------------|------------|

<出席職員>

- 【事務局長】小高 一哉 【事務局】秋山 賢次 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後1時30分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和7年度第1回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>なお、江澤委員及び渡邊さなえ委員においては、所用により欠席の連絡がありましたので報告します。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第5条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事日程3の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。 9番の矢代委員と1番の加藤委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1頁をお開きください。 今回は4件の申請案件が提出されましたので、先に一括して事務局で説明を行った後、1件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号3-1。所在：田代地先10筆。地目：田。地積：3,180㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/休耕田となっているため、農業意欲のある方に適切に活用し、農地を守ってもらいたい。譲受人/賃貸人所有の土地を借り受けし、農業を始めたい。権利内容：賃貸借権。</p>

	<p>番号3-2。所在：森宮地先2筆。地目：畑。地積：215㎡。譲渡人：いすみ市の（法人）方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/建売分譲住宅を建設販売する予定だったが、進入路建設に費用がかかり転用の実現が困難なため。譲受人/規模拡大のため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号3-3。所在：森宮地先2筆。地目：畑。地積：577㎡。譲渡人：いすみ市の（法人）方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/建売分譲住宅を建設販売する予定だったが、進入路建設に費用がかかり転用の実現が困難なため。譲受人/新規就農のため。権利内容：所有権移転。</p> <p>譲番号3-4。所在：粟又地先1筆。地目：田。地積：785㎡。譲渡人：町内の方。譲受人：埼玉県ふじみ野市の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/梅、柚子を植栽する。権利内容：所有権移転。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第1号、番号3-1については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p>
<p>森 委 員 (4 番)</p>	<p>議案第1号、番号3-1について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は、譲渡人が草刈り等されており適切に管理されている。また、一部みかん、レモン等の苗木が植栽されています。ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長) 井 口 委 員 (5 番)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>みかん、レモンについては、販売目的か？</p>
<p>森 委 員 (4 番)</p>	<p>現状では販売できるほどの規模ではないが、今後ネット販売等でできればと考えているようだ。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-1について許可とすることとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>————— 「異議なし」 の声あり —————</p>

議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-1につきましては許可とすることで決定いたします。番号3-2については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
小高委員 (8番)	議案第1号、番号3-2について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、申請地は保全管理されていない状況。移転後は作物等を植栽して行くそうです。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井口委員 (5番)	作物の植栽規模はどの程度か？
小高委員 (8番)	家庭菜園程度と聞いています。
議長 (渡辺会長)	他にご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようなので、番号3-2について許可とすることとしてご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
小高委員 (8番)	異議なしと認め、番号3-2につきましては許可とすることで決定いたします。番号3-3については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。 議案第1号、番号3-3について、現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は先ほどの番号3-2と同じものとなります。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようなので、番号3-3について許可とすることとしてご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-3につきましては許可とすることで決定いたします。
加藤委員 (1番)	<p>番号3-4については、加藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p> <p>議案第1号、番号3-4について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、申請地は半分程度草刈り等管理されている状況。移転後は梅、柚子等を植林し、月に10日程度管理して行くそうです。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-3について許可とすることとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-4につきましては許可とすることで決定いたします。
事 務 局 (寺井)	<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>2頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」今回は、2件の申請案件が提出されましたので、先一括して事務局で説明を行った後、1件ずつ審議をお願いします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記の通り農地法第5条の規定による許可申請がありましたのでその可否について求める。</p> <p>番号5-1。所在：横山地先4筆。地目：畑。地積427.5㎡。</p> <p>譲渡人：茂原市の方。譲受人：埼玉県所沢市の方。事由：父親が営む飲食店（店名番所）を継ぐためUターンし、木造1階建ての専用</p>

住宅に主人と子供3人で暮らすため、申請地を転用したい。(建物は主人がローンを組み建て、土地購入資金については父親から援助を受ける。)埋め立てについては高台のため行わない。

権利内容：転用を伴う所有権移転。

番号5-2。所在：森宮地先1筆。地目：田。地積：2,230㎡。

譲渡人：大多喜町桜台の方。譲受人：町内の方。(法人)事由：大多喜町において長年主に農業用資材の製造、販売を行っている。業績も順調に伸びており、周辺市町の住民を中心とした従業員の数も年々増えている。しかし、資材置場が不足しており、営業上支障が出ている。

また、既存の資材置場は作業場所と併用して使用していることから手狭なため大型車両が侵入する際には外で作業している社員との間で接触事故が発生する危険性がある。4月になると毎年、夷隅地域の市町の若者が入社してくる。社員が安全に作業してもらうため、不足する資材及び製品置き場を解消し、地元の農業と農家に貢献しながら安定的な経営を行うため申請する。また、埋め立ては行わず既存の土砂にセメントを混入し十分な締固めを行い資材置場用地として使用する。

権利内容：転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

番号5-1については、斎藤委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。

斎藤委員
(10番)

議案第2号 番号5-9について、事務局と譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

現況は、管理されており畑となっています。特に問題はないと思われま

す。ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようですので、番号5-9について許可することとしてご異議ございませんか。

議長
議長

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め、番号5-1につきましては許可することとして

(渡辺会長)	決定いたします。番号5-2については、小高委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
小高委員 (8番)	<p>議案第2号 番号5-2について、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、農振地域に指定されておりますが、既存の施設の1/2以内であることから問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようですので、番号5-2について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5-2につきましては許可することとして決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の照明願いについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局 (寺井)	<p>5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号 「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の照明願いについて」次の通り農地法の規定に基づく許可を要しない土地の照明願いについて提出があったので審議を求める。</p> <p>番号7-1。所在：下大多喜地先。地目：畑。地積：103㎡</p> <p>判定地目：宅地。利用状況：隣接の宅地と一体として使用していた。使用者：大多喜町下大多喜の方。申請人：大多喜町下大多喜の方（使用者と同一人物）</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
矢代委員	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>番号7-1は、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p> <p>議案第3号 番号7-1について、事務局と現地調査を行ってきました</p>

<p>(9 番)</p> <p>議 長 (渡辺会長)</p> <p>井 口 委 員 (5 番)</p> <p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>ので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>30年以上庭の一部として使用されている。現状も宅地課税されており問題ないと思います。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>何年で地目が変更できる規定などあるのか？</p> <p>登記簿上農地でなくなってから20年以上経過で現状により判断できる。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問がないようですので、議案第3号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号7-1につきましては非農地と認めることとして決定しました。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>6頁をご覧ください。</p> <p>今月は申請番号7-1～7-3までの3件の申請がありましたので、一括して事務局で説明を行った後、審議をお願いします。</p> <p>議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について」次の通り、促進計画(案)について審議を求めます。</p> <p>番号7-1 所在：久我原地先。1筆。地目：田。地積：3,588㎡。</p> <p>利用権：賃貸借権。貸付者：千葉県茂原市の方。借受者：久我原の方。</p> <p>転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用目的：水田。米1.79俵/筆。</p> <p>貸付期間：令和7年5月9日～令和12年5月8日まで。新規。</p> <p>番号7-2 所在：久我原地先。2筆。地目：田。地積：2,455㎡。</p> <p>利用権：賃貸借権。貸付者：千葉県茂原市の方。借受者：久我原の方。</p> <p>転貸人：公益法人 千葉県園芸協会。利用目的：水田。米1.23俵/筆。</p> <p>貸付期間：令和7年5月9日～令和12年5月8日まで。新規。</p> <p>番号7-3 所在：石神地先。1筆。地目：田。地積：1,157㎡。</p> <p>利用権：賃貸借権。貸付者：石神の方。借受者：石神の方。</p> <p>転貸人：公益社団法人 千葉県園芸協会。利用目的：水田。米1.16俵/筆</p>

議長 (渡辺会長)	貸付期間：令和7年5月9日～令和17年5月8日まで。新規事務局からの説明は以上です。
議場	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 ————— 「異議なし」の声あり ————— 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。 続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受けて間契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局 (寺井)	8頁をご覧ください。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について機構・受けて間契約次のとおり、促進計画案について審議を求める。 番号7-1。所在：久我原地先。2筆。地目：田。地積2,937㎡ 貸付者：公益法人 千葉県園芸協会。借受者：久我原の方。 借受期間：令和7年5月9日～令和12年5月8日まで。 目標の内容について説明。 事務局からの説明は以上です。 事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第5号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。

事務局
(寺井)

9項をお開きください。

報告第1号

非農地判断について、次の土地は調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者から申請があり非農地の通知を行ったので報告する。

番号：7-1。所在：庄司地先。地目：田。1筆。地積297㎡
遊休農地区分：再生利用困難な農地。所有者：庄司の方。

番号7-2。所在。下大多喜地先。地目：田。3筆。地積895㎡
遊休農地区分：再生利用が困難な農地。所有者：下大多喜の方。

10項をお開きください。

報告第2号

農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方
法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があった
ので報告する。

番号25。所在：横山地先。地目：畑。地積：287㎡

所有者：東京都西東京都の方。変更登記地目：宅地。登記原因日
付：平成年月日不詳地目変更。

調査照会地目：照会地は一部にコンクリートが敷かれており、隣
地の倉庫への進入路として使用されているようであった。照会地が
宅地として課税されたのは平成18年からと確認しているが、平成
15年当時の町の航空写真では、すでにコンクリートが敷かれ（倉
庫への進入路）が作られていたようであり、農地としての復元は困
難と判断し、非農地として回答する。

11項をお開きください。

報告第3号

農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、下記のと
おり、農地法第5条の規定による許可処分の取消願の提出があった
ので報告する。

農地法第5条の規定による許可年月日：令和4年5月2日。

番号1。譲受人：いすみ市（法人）。所在：森宮地先。地目：畑。2筆。

地積：705㎡。用途：建売分譲住宅の建築。取消し自由：進入路の建設に費用
がかかるため、建物の建設を断念した。

12項をお開きください。

報告第4号

次のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知を受理
したので報告する。

番号7-1

所在：石神地先。地目：田。1筆。地積1,157㎡。貸付者：石神の方。

借受者：石神（法人）の方。解約通知日：令和7年3月24日。

解約形態：合意解約。事由：規模縮小のため。

議長 (渡辺会長)	報告事項は以上となります。 報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程6「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局	ありません。
議長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (小高)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉会（午後2時40分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 加藤 浩明

署名委員 矢代 とみ江

